

## ○総合福祉交流センター「スマイル」

(旧)

### (1) 各室使用料 (冷暖房含む。)

区分	単位	9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～21時 (全日)	備考
浴室	1人	400円				
	回数券	6回券 2,000円				
和室(17.5畳)	1室	1,020円	1,020円	1,540円	3,590円	
和室(21畳)	1室	1,540円	1,540円	2,050円	5,140円	
集会室	1室	1,540円	1,540円	2,050円	5,140円	
調理室	1室	1,020円	1,020円	1,540円	3,590円	
診察室	1室	1,020円	1,020円	1,540円	3,590円	
コンベンションホール	1室	5,140円	7,190円	8,220円	20,570円	

備考

- ・浴室の利用時間は、午前10時から午後1時までと午後3時から午後8時までとする。ただし、土、日曜日及び祝日は、午前10時から午後8時までとする。
- ・にかほ市で定めた老人入浴日の老人(65歳以上)の浴室利用については、無料とする。
- ・コンベンションホール使用料には、拡声装置(マイク3本まで)及び照明器具(場内照明とシーリングライト1列)を含むものとする。

(新)

区分	単位	使用料
浴室	1人(中学生以上)	400円
	回数券	6回券 2,000円
和室(17.5畳)	1室1時間につき	100円
和室(21畳)		100円
集会室		300円
調理室		100円
診察室		100円
コンベンションホール		1,000円

備考

- 1 にかほ市で定めた老人入浴日の老人(65歳以上)の浴室利用は、無料とする。
- 2 冷暖房料を含む。
- 3 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 4 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 5 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 6 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。
- 7 備考3から6の規定は、浴室には適用しない。

## (2) 附属設備等の使用料(単位1回)

舞台設備			音楽設備			照明器具		
器具名	単位	使用料	器具名	単位	使用料	器具名	単位	使用料
電子ピアノ	1台	1,020円	CDプレーヤー	1台	510円	サスペンションライト	1列	510円
電動スクリーン	1基	510円	カセットデッキ	1台	510円	シーリングライト	1列	510円
ビデオプロジェクター	1台	1,020円	アナログプレーヤー	1台	510円	バックライト	1列	410円
O・H・P	1台	510円	モニタースピーカー	1台	510円	ピンスポットライト	1台	1,540円
			マイクロホン(ダイナミック型)	1本	300円	スポットライト1キロワット	1台	300円
			マイクロホン(ワイヤレス型)	1本	410円	スポットライト0.5キロワット	1台	200円

備考 コンベンションホール使用料には、拡声装置(マイク3本まで)及び照明器具(場内照明とシーリングライト1列)を含むものとし、備品の使用単位は、午前、午後、夜間のそれぞれの使用区分を1回とする。

なお、持ち込み器材については、上記の表の使用料に準ずるものとする。

## ○介護予防拠点施設「百歳館」

(旧)

区分	使用料(1時間につき)	冷暖房料(1時間につき)
多目的研修室①	200 円	300 円
多目的研修室②	200 円	300 円
栄養指導室	510 円	200 円
機能訓練室	200 円	200 円

(新)

区分	単位	使用料
多目的研修室①	1 室 1 時間につき	300 円
多目的研修室②		300 円
栄養指導室		100 円
機能訓練室		100 円

備考

- 1 冷暖房料を含む。
- 2 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の 1.5 倍の額とする。
- 3 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の 2 倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の 3 倍の額とする。
- 5 使用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、端数を 1 時間とする。

## ○午ノ浜温泉

(旧)

区分	単位	使用料			備考
		午前 (9～12時)	午後 (13～17時)	夜間 (18～21時)	
浴室	1人	300円			
	回数券	6回券 1,500円			
和室 (8畳)	1室	1,020円	1,020円	1,540円	
		1,540円			
和室 (12.5畳)	1室	1,540円	1,540円	2,050円	
		2,570円			

備考

- ・浴室の利用は、午前10時から午後8時までとする。
- ・にかほ市で定めた老人入浴日の老人(65歳以上)の浴室利用については、無料とする。
- ・暖房を使用したときは30%を加算する。

## ○漁村センター

(旧)

室区分	午前	午後	夜間	全日(9時～21時)
談話室	200円	200円	410円	820円
調理室	510円	510円	1,020円	2,050円
実習室	510円	510円	1,020円	2,050円
会議室	510円	510円	1,020円	2,050円
研修室	1,020円	1,020円	2,050円	4,110円

付記 暖房を使用したときは、規定料金の30%を加算する。

(新)

区分	単位	使用料
浴室	1人(中学生以上)	300円
	回数券	6回券 1,500円
和室(8畳)	1室1時間につき	100円
和室(12.5畳)		100円

- 備考
- 1 にかほ市で定めた老人入浴日の老人(65歳以上)の浴室利用は、無料とする。
  - 2 冷暖房料を含む。
  - 3 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
  - 4 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。
  - 5 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
  - 6 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。
  - 7 備考3から6の規定は、浴室には適用しない。

(新)

区分	単位	使用料
談話室	1室1時間につき	100円
調理室		100円
実習室		100円
会議室		100円
研修室		400円

- 備考1 冷暖房料又は調理台、ガス使用料を含む。
- 2 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
  - 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。
  - 4 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
  - 5 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

## ○はんの木

(旧)

区分	単位	使用料			備考
		午前 (9～12時)	午後 (13～17時)	夜間 (18～21時)	
浴室	1人	100円			
和室(21畳)	1室	510円	510円	1,020円	
和室(6畳)	1室	200円	200円	410円	

備考

- ・浴室の利用は、午前10時から午後8時までとする。
- ・暖房を使用したときは30%を加算する。

(新)

区分	単位	使用料
浴室	1人(中学生以上)	100円
和室(21畳)	1室1時間につき	100円
和室(6畳)		100円

備考

- 1 にかほ市で定めた老人入浴日の老人(65歳以上)の浴室利用は、無料とする。
- 2 冷暖房料を含む。
- 3 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 4 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 5 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 6 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。
- 7 備考3から6の規定は、浴室には適用しない。

## ○けやき

(旧)

区分	単位	使用料			備考
		午前 (9～12時)	午後 (13～17時)	夜間 (18～21時)	
和室(21畳)	1室	510円	510円	1,020円	
和室(15畳)	1室	410円	410円	820円	
和室(10畳)	1室	300円	300円	610円	
軽作業場	1室	510円	510円	1,020円	

備考 ・暖房を使用したときは30%を加算する。

(新)

区分	単位	使用料
和室(21畳)	1室1時間につき	100円
和室(15畳)		100円
和室(10畳)		100円
軽作業場		200円

備考

- 1 冷暖房料を含む。
- 2 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 3 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 5 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

## ○仁賀保高原施設

(旧)

	区分	使用料	備考
ひばり荘	休憩室(8畳)	1,020円	
	休憩室(12畳)	1,540円	
	大広間(40畳)	5,140円	
キャンプ場	1泊2日	300円	貸テント料は、6人用1泊2日の貸出料
	日帰り	100円	
	コインシャワー	200円	
	貸テント料	1,020円	
バッテリーカー	使用料	100円	1回当たりの料金
芝生運動広場	使用料	1,020円	占有して半日又は1回使用した場合のみ
自転車	一般車	440円	1台2時間以内。超過1時間(1時間未満は、1時間とする。)を増すごとに100円
	子供車	330円	
	2人乗車	640円	

(新)

	区分	単位	使用料	備考
ひばり荘	休憩室(8畳)	1室1時間につき	100円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷暖房料を含む</li> <li>・規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。</li> <li>・市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。</li> <li>・営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。</li> <li>・使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。</li> </ul>
	休憩室(12畳)		100円	
	大広間(40畳)		300円	
キャンプ場	1泊2日		300円	
	日帰り		100円	
	コインシャワー		200円	
	貸テント料		1,000円	
バッテリーカー	1回		100円	
自転車	一般車		440円	1台2時間以内。超過1時間(1時間未満は、1時間とする。)を増すごとに100円を加算する。
	子供車		330円	
	2人乗車		640円	

## ○白窓苑「パオ」、薫風苑

(旧)

使用料（準備、後始末の時間を含む。）

名称	区分		使用料			備考
			午前9時～ 正午まで	午後1時～ 午後5時まで	午後6時～午後 9時30分まで	
白窓苑 (多目的 広場)	入場料 を徴収 しない 場合	体育に使用するとき	1人 100円	1人 100円	1人 100円	10人以上を 団体とする
		興行等に使用するとき	5,140円	6,170円	7,190円	
		その他に使用するとき	3,080円	4,110円	5,140円	
	入場料を徴収する場合	8,220円	9,250円	10,280円	1人1,000円 以上の徴収 を入場料と みなす	
その他に使用するとき	6,170円	7,190円	8,220円			
薫風苑 白窓苑	グラウンドゴルフ クラブ		100円(大人)			中学生以下 を子供とする
			50円(子供)			
	ゲートボールス ティック		100円(大人)			
			50円(子供)			

(新)

名称	区分	単位	使用料
白窓苑	多目的広場	貸切 1時間につき	600円
		個人(高校生以上)1人1時間につき	60円

備考

- 1 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 2 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 3 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 4 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

名称	区分	単位	使用料
白窓苑	グラウンドゴルフクラブ	大人(高校生以上)1回につき	100円
薫風苑	ゲートボールスティック	小人(中学生以下)1回につき	50円



## ○奈曾の白滝公園展示作業交流施設

(旧)

名称	使用料	
奈曾の白滝公園展示作業交流施設	交流室 (1時間当たり)	08:00-17:00 300円
		17:00-21:00 410円
	バーベキューセット	1回(1時間以内) 100円

(新)

名称	区分・単位	使用料	備考
奈曾の白滝公園 展示作業交流施設	交流室 (1時間につき)	100円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷暖房料を含む。</li> <li>・規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。</li> <li>・市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。</li> <li>・営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。</li> <li>・使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。</li> </ul>
	バーベキューセット (1台1時間につき)	100円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。</li> <li>・営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。</li> <li>・使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。</li> </ul>

## ○金浦農業集落多目的集会施設

(旧)

室名	9時～12時	12時～17時	17時～21時
集会室(大)	500円	500円	500円
集会室(小)	400円	400円	400円
会議室	400円	400円	400円
調理室	500円	500円	500円

付記

12月1日から翌年の3月31日までの期間は、暖房料として使用料の30パーセントを加算する。(ただし、調理室を除く。)

(新)

区分	単位	使用料
集会室(大)	1室1時間につき	200円
集会室(小)		100円
会議室		100円
調理実習室		100円

備考

- 1 冷暖房料又は調理台、ガス使用料を含む。
- 2 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 3 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 5 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

## ○金浦野菜指定産地研修センター

(旧)

室名	9時～12時	12時～17時	17時～21時
実習室(大)	500円	500円	500円
実習室(小)	400円	400円	400円
小会議室	400円	400円	400円
調理室	500円	500円	500円

付記

12月1日から翌年の3月31日までの期間は、暖房料として使用料の30パーセントを加算する。(ただし、調理室を除く。)

(新)

区分	単位	使用料
実習室(大)	1室1時間につき	200円
実習室(小)		100円
小会議室		100円
調理室		100円

備考

- 1 冷暖房料又は調理台、ガス使用料を含む。
- 2 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 3 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 5 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

## ○黒川農業構造改善センター

(旧)

室名	9時～12時	12時～17時	17時～21時
研修室(大)	500円	500円	500円
研修室(小)	400円	400円	400円
小会議室	400円	400円	400円
調理室	500円	500円	500円

付記

12月1日から翌年の3月31日までの期間は、暖房料として使用料の30パーセントを加算する。(ただし、調理室を除く。)

(新)

区分	単位	使用料
営農研修室	1室1時間につき	200円
集会室		100円
小会議室		100円
調理室		100円

備考

- 1 冷暖房料又は調理台、ガス使用料を含む。
- 2 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 3 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 5 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

## ○象潟構造改善センター

(旧)

区分		1時間あたり使用料	
		9時～17時	17時～21時
室名	研修室	300円	410円
	調理実習室	200円	300円
	生活改善研修室	300円	410円
	技術研修室	300円	410円
	会議室	200円	300円
種類	冷暖房料	150円 1部屋1時間あたり	
	調理台	100円 1台1時間につき	
	ガス使用料	100円 ガス栓1個1時間につき	

(新)

区分	単位	使用料
研修室	1室1時間につき	500円
調理実習室		300円
生活改善・技術研修室		500円

備考

- 1 冷暖房料又は調理台、ガス使用料を含む。
- 2 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 3 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 5 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

## ○上郷生活改善センター

(旧)

区分		1時間あたり使用料	
		9時～17時	17時～21時
室名	食生活改善室	200円	300円
	被服実習室	200円	300円
	研修室	300円	410円
	談話室	200円	300円
	集会室	300円	410円
	区分	加算額(円)	
種類	暖房料	100円	ストーブ1個1時間につき
	調理台	100円	1台1時間につき
	ガス使用料	100円	ガス栓1個1時間につき
	冷暖房料	150円	1部屋1時間あたり

(新)

区分	単位	使用料
食生活改善実習室	1室1時間につき	200円
研修室		400円
談話室		100円
集会室		200円

備考

- 1 冷暖房料、調理台、ガス使用料を含む。
- 2 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 3 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 5 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする

## ○上浜構造改善センター

(旧)

区分		1 時間当たり使用料	
		9 時～17 時	17 時～21 時
室名	研修室	300 円	410 円
	婦人研修室	200 円	300 円
	青年研修室	200 円	300 円
	調理実習室	200 円	300 円
種類	暖房料	100 円	ストーブ 1 個 1 時間につき
	ガス使用料	100 円	ガス栓 1 個 1 時間につき

(新)

区分	単位	使用料
研修室	1 室 1 時間につき	300 円
婦人研修室		100 円
青年研修室		100 円
調理実習室		100 円

備考

- 1 冷暖房料又は調理台、ガス使用料を含む。
- 2 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の 1.5 倍の額とする。
- 3 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の 2 倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の 3 倍の額とする。
- 5 使用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、端数を 1 時間とする。

## ○象潟都市農村交流センター

(旧)

貸切料	交流室 (体育館)	10,280 円	4 時間以内 (4 時間を超える 1 時間ごとに 1,000 円加算)	
	特産加工室	3,080 円	4 時間以内 (4 時間を超える 1 時間ごとに 600 円加算)	
	冷暖房料	610 円	1 部屋貸付けの場合(冷暖房機 1 台当たり)	
	交流室 (体育館)	50 円	小学校以上	
	冷暖房料	100 円	1 人当たり	
入浴料			大人(中学生以上)	小人(小学生)
	90 分		200 円	100 円
	1 日		400 円	300 円
	入浴利用回数券 (11 枚綴り)		2,000 円	1,000 円

- 備考
- 1 各室とも 1 時間未満は 1 時間とする。
  - 2 各室とも備品使用を含む。
  - 3 象潟都市農村交流センターの入浴者が上浜構造改善センターで休憩する場合の料金は、大人小人共 90 分以上は 200 円とする。
  - 4 営利を目的として使用した場合の使用料は、当該使用料の 3 倍の額とする。

(新)

区分	単位		使用料
交流室 (体育館)	全面貸切	1 時間につき	300 円
	半面貸切	1 時間につき	150 円
	個人(高校生以上)	1 人 1 時間につき	30 円
特産加工室	1 室 1 時間につき		300 円
入浴料		大人(中学生以上)	小人(小学生)
	90 分	200 円	100 円
	1 日	400 円	300 円
	入浴利用回数券 (11 枚綴り)	2,000 円	1,000 円

備考

- 1 にかほ市で定めた老人入浴日の老人(65 歳以上)の浴室利用は、無料とする。
- 2 冷暖房料を含む。
- 3 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の 1.5 倍の額とする。
- 4 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の 2 倍の額とする。
- 5 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の 3 倍の額とする。
- 6 使用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、端数を 1 時間とする。
- 7 備考 3 から 6 の規定は、入浴料には適用しない。



## ○仁賀保公民館

(旧)

区分	使用料		
	9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで
大広間	1,020円	1,020円	1,540円
ミーティングルーム	1,020円	1,020円	1,540円
応接室	1,020円	1,020円	1,540円
レクリエーション室	1,020円	1,020円	1,540円
茶室	1,020円	1,020円	1,540円
講堂	3,080円	3,080円	4,620円
会議室	1,020円	1,020円	1,540円
集会室	1,020円	1,020円	1,540円
休憩室	1,020円	1,020円	1,540円
調理実習室	1,020円	1,020円	1,540円
学習室	1,020円	1,020円	1,540円

備考 冷房、暖房使用料含む。10人以上を団体とする。

(新)

区分	単位	使用料
大広間1	1室1時間につき	100円
大広間2		100円
大広間3		100円
ミーティングルーム		300円
応接室		100円
レクリエーション室		100円
茶室		100円
講堂		700円
第一会議室		100円
第二会議室		200円
集会室		100円
休憩室1		100円
休憩室2		100円
調理実習室		100円
学習室	100円	

備考

- 1 冷暖房料又は調理台、ガス使用料を含む。
- 2 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 3 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 5 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

備品使用料

(旧)

器具名	単位	使用料
拡声装置(マイク2本付き)	1式	1,020円
マイクロホン	1本	300円
ワイヤレスマイクロホン	1本	300円
マイクスタンド	1本	100円
カセットテープレコーダー	1台	300円
映写機	1台	1,020円
スライド映写機	1台	300円
OHP	1台	300円
持込み器具	1キロワットにつき	100円
スポットライト	1基	510円
照明ライト	1基	100円
屋根型テント	1基	510円
持出し用机	1台	50円
持出し用椅子	1台	30円
持込み冷暖房器具	1キロワットにつき	100円

(備考)

午前・午後・夜間の使用区分における使用料とする。

(新)

種類	単位	使用料
グランドピアノ	1時間につき	740円

備考

- 1 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 2 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 3 使用時間に1時間の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

## ○金浦公民館

(旧)

使用料は、無料とする。ただし、第1条の目的以外の用途により使用を許可されたものは、次に掲げる使用料を納めるものとする。

区分	午前の使用料 (午前9時～正午)		午後の使用料 (午後1～5時)		夜の使用料 (午後5時30分～午後9時 30分)	
	甲	乙	甲	乙	甲	乙
集会室(1)	770円	1,080円	1,020円	1,430円	1,230円	1,640円
集会室(2)	770円	1,080円	1,020円	1,430円	1,230円	1,640円
研修室(1)	770円	1,080円	1,020円	1,430円	1,230円	1,640円
研修室(2)	770円	1,080円	1,020円	1,430円	1,230円	1,640円
実習室	770円	1,080円	1,020円	1,430円	1,230円	1,640円
茶室	610円	770円	820円	1,020円	1,020円	1,230円

備考

(1) 各区分による使用料の欄中、甲欄の金額は暖房を要しない期間、乙欄の金額は暖房期間中の使用料の額とする。

(2) 時間外使用料

規定時間外の使用を認められたときは、次に定める方法により算出した金額を時間外使用料として別に徴収する。

ア 午前9時以前の使用にあつては、当該使用時間(30分未満の端数は切捨て、30分以上の端数は1時間として計算する。以下同じ。)に午前の1時間当たりの使用料相当額を乗じて得た額とする。

イ 正午から午後1時まで及び午後5時から5時30分までの間の使用にあつては、当該使用時間に午後の1時間当たりの使用料相当額を乗じて得た金額とする。

ウ 午後9時30分以後の使用にあつては、当該使用時間に夜間1時間当たりの使用料相当額を乗じて得た金額とする。

区分	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後9時
集会室	300円	610円	610円

備考 冷暖房料は、1時間ごとに200円とする。

(新)

区分	単位	使用料
集会室(洋室)	1室1時間につき	100円
集会室(和室1)		200円
集会室(和室2)		200円
研修室(1)		100円
研修室(2)		100円
会議室		100円
茶室		100円

備考

- 1 冷暖房料を含む。
- 2 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 3 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 5 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

## ○象潟公民館

(旧)

室名	面積 (平方メートル)	1時間あたり使用料 (1時間未満を含む。)	
		午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
九十九島の間(1階)	70.20	260円	310円
合歓の間(1階)	48.20	200円	240円
視聴覚研修室(1階)	82.30	260円	310円
会議室(2階)	71.01	260円	310円
芭蕉の間(2階)	46.80	200円	240円
第1研修室(2階)	50.40	200円	240円
第2研修室(2階)	50.40	200円	240円
大ホール(2階)	399.42	740円	880円
ステージ(2階)	114.12	200円	240円
・結婚式のための使用料は、1日当たり6,350円とする。 ・冷暖房料は、1時間あたり1台90円とする。ただし、大ホールの冷暖房料は、1時間あたり1台150円とする。			

### 備品使用料

種類	使用料
電蓄拡声機等	(1時間につき) 60円
映写機等	(1時間につき) 100円
ガス使用料	(ガス栓1個1時間につき) 50円
グランドピアノ	(1時間につき) 740円

(新)

区分	単位	使用料
九十九島の間	1室1時間につき	200円
合歓の間		100円
視聴覚研修室		200円
会議室		200円
芭蕉の間		100円
第1研修室		200円
第2研修室		200円
大ホール(ステージ含む)		1,500円

### 備考

- 1 冷暖房料を含む。
- 2 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 3 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 5 使用時間に1時間の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

### 備品使用料

種類	単位	使用料
グランドピアノ	1時間につき	740円

### 備考

- 1 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 2 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 3 使用時間に1時間の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

# ○仁賀保勤労青少年ホーム

(旧)

## (1) 各室使用料

区分	9:00-12:00	13:00-17:00	18:00-21:00	(全日)
視聴覚室	1,020 円	1,020 円	1,540 円	3,590 円
研修室	1,020 円	1,020 円	1,540 円	3,590 円
集会室	1,020 円	1,020 円	1,540 円	3,590 円
学習室	1,020 円	1,020 円	1,540 円	3,590 円
工作室	1,020 円	1,020 円	1,540 円	3,590 円
トレーニング室	4月1日から翌年3月31日まで大人 2,050 円 学生 1,020 円			

備考 各室とも冷暖房料を含む。

## (2) 音楽ホール使用料

区分		9:00-12:00	13:00-16:30	17:00-21:30	(全日)	
基本料金	平日	4,110 円	6,170 円	7,190 円	15,420 円	
	土・日曜・祭日	5,140 円	7,190 円	8,220 円	18,510 円	
割増・割引料金	入場料等の額					
	入場料等を徴収する場合	500 円未満	500 円～ 1,000 円未満	1,000 円～ 3,000 円未満	3,000 円以上	
		2 割増	5 割増	10 割増	15 割増	
		使用時間の延長 1 時間以内に限り基本料金の 3 割増				
	舞台のみ使用の場合	基本料金の 5 割減				
冷暖房		基本料金の 3 割増				

(新)

## (1) 各室使用料

区分	単位	使用料
視聴覚室	1 室 1 時間につき	300 円
研修室		200 円
集会室		200 円
学習室		200 円
トレーニング室	1 人/年 (25 歳以上)	2,500 円

備考

- 1 冷暖房料を含む。
- 2 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の 1.5 倍の額とする。
- 3 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の 2 倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の 3 倍の額とする。
- 5 使用時間に 1 時間の端数が生じた場合は、端数を 1 時間とする。

## (2) 音楽ホール使用料

区分	単位	使用料
音楽ホール	1 時間につき	1,500 円
	冷暖房使用時 1 時間につき	1,950 円

備考

- 1 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の 1.5 倍の額とする。
- 2 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の 2 倍の額とする。
- 3 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の 3 倍の額とする。
- 4 使用時間に 1 時間の端数が生じた場合は、端数を 1 時間とする。

## (3) 音楽ホール附属設備使用料

分類	器具名		単位	使用料
舞台設備	グランドピアノ		1時間につき	1,000円
	音響反射板			330円
	毛せん			60円
	スクリーン			160円
	プロジェクター			330円
音響設備	音響一式（マイク2本付）		1時間につき	500円
	追加マイク	コンデンサー	1時間につき	160円
		ダイナミック		130円
		ワイヤレス		160円
	追加スピーカー	ステージ	1時間につき	160円
跳ね返り		100円		
照明器具	正面	シーリング	1時間につき	200円
		フロントサイド		200円
		フォロースポット		500円
	吊ライト	ボーダー	1時間につき	130円
		サスペンション		260円
	舞台効果	UP水平	1時間につき	160円
		LOW水平		160円
		フローア（1kw）		60円
		ディスク・スパイラル		160円
		天板ライト		260円
	持込器具（1kw）		30円	

## 備考

- 1 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 2 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 3 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 4 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

## ○金浦勤労青少年ホーム

(旧)

区分	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
講習会室	300円	610円	610円
娯楽室	300円	610円	610円
音楽室	300円	610円	610円
調理実習室	300円	610円	610円
軽運動室	1,540円	1,850円	1,850円

備考

- 1 講習会室、娯楽室及び音楽室の冷暖房料は、1時間ごとに200円とする。
- 2 調理実習室のガス水道使用料及び冷暖房料は、1時間ごとにそれぞれ200円とする。
- 3 軽運動室の冷暖房料は、1時間ごとに610円とする。
- 4 結婚式に使用する場合は、部屋数に関係なく1回につき30,850円とする。

(新)

区分	単位	使用料
娯楽室	1室1時間につき	200円
音楽室		200円
調理実習室		100円
軽運動室		900円

備考

- 1 冷暖房料又は調理台、ガス使用料を含む。
- 2 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 3 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 5 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

## ○象潟公会堂

(旧)

建物の面積	区分	営業を目的としないもの	営業を目的とするもの
		1時間あたり使用料	1時間あたり使用料
165平方メートル未満		310円	1,050円
165〃以上230〃未満		420円	1,590円
230〃以上495〃未満		530円	2,110円
495〃以上660〃未満		630円	2,650円
660〃以上		740円	3,170円

備考 1時間未満は、1時間とする。

### 附属設備使用料

種類	加算額
電蓄、拡声機等	1回につき、1,050円
映写機等	1回につき、2,110円
公会堂冷暖房設備	1時間につき510円
電力及びガス使用料	電力及びガス使用量に応じ、教育委員会が別に定める額
グランドピアノ	1時間につき740円

(新)

区分	単位	使用料
大ホール(ステージ含む)		300円
1F会議室	1室1時間につき	100円
2F会議室		200円

### 備考

- 1 冷暖房料を含む。
- 2 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 3 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 5 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

### 備品使用料

種類	単位	使用料
グランドピアノ	1時間につき	740円

### 備考

- 1 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 2 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。



## ○仁賀保体育館

(旧)

	区分	使用料の額			備考
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	
入場料を徴収しない場合	体育に使用するとき	1人 120円	120円	150円	冷房、暖房使用料含む。 10人以上を団体とする。 ステージのみ使用1回 510円
		団体 1,020円	1,020円	1,540円	
	興業等に使用するとき	5,140円	6,170円	7,190円	
	その他に使用するとき	3,080円	4,110円	6,170円	
入場料を徴収する場合	興業等に使用するとき	8,220円	9,250円	10,280円	1人1,000円以上の徴収を入場料とみなす。
	その他の催しに使用するとき	6,170円	7,190円	8,220円	

(新)

区分	単位	使用料
アリーナ	全面貸切 1時間につき	500円
	半面貸切 1時間につき	250円
	個人(高校生以上)1人1時間につき	50円
ステージ	貸切 1時間につき	100円
	個人(高校生以上)1人1時間につき	10円
2階スペース	貸切 1時間につき	100円
	個人(高校生以上)1人1時間につき	10円

備考

- 1 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 2 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 3 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 4 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

## ○金浦体育館

(旧)

使用料は、無料とする。

(新)

区分	単位	使用料
アリーナ	全面貸切 1時間につき	500円
	半面貸切 1時間につき	250円
	個人(高校生以上)1人1時間につき	50円
ステージ	貸切 1時間につき	100円
	個人(高校生以上)1人1時間につき	10円

### 備考

- 1 暖房料を含む。
- 2 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 3 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 5 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

# ○象潟体育館

(旧)

(新)

## (1) 体育場使用料

区分	入場料を徴収しないとき				入場料を徴収するとき						
	アマチュアスポーツに使用する場合		その他の催物に使用する場合		アマチュアスポーツに使用する場合		その他の催物に使用する場合				
	(1)	(2)	平日の場合	土・日曜日及び祝日の場合	(3)	(4)	(5)		(6)		
	使用者が児童生徒又はこれに準ずるものために使用する場合	使用者が(1)以外のものがある場合			使用者が(1)のものである場合	使用者が(1)以外のものがある場合	営利を目的としない催物である場合	営利を自的とする催物である場合	平日の場合	土・日曜日及び祝日の場合	平日の場合
使用料の額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一時間当たり	250	630	1,790	2,330	530	1,270	3,710	4,230	6,890	8,470	

### 備考

- (ア) 使用者が入場料を徴収しない場合であっても、入場料を領収したとみなされるとき、又は会員制度等により会費を徴収している場合若しくは営業の宣伝その他これに類する目的をもって使用する場合は、入場料を徴収する場合の使用料を徴収する。
- (イ) その他の催物に使用する場合 午後6時から午後9時までは2割増しの料金とする。

区分	単位	使用料
アリーナ	全面貸切 1時間につき	600円
	半面貸切 1時間につき	300円
	個人(高校生以上)1人1時間につき	60円
ステージ	貸切 1時間につき	100円
	個人(高校生以上)1人1時間につき	10円
会議室	1室1時間につき	100円
控え室1		100円
控え室2		100円

### 備考

- 1 冷暖房料を含む。
- 2 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 3 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 5 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

(2) 附属施設・設備使用料

区分		使用の単位	使用料
会議室		1時間につき	150円
ステージ		1時間につき	150円
椅子		1脚1回につき	15円
放送施設	入場料を徴収しないとき	1時間につき	260円
	入場料を徴収するとき		420円
温水シャワー		1人1回につき	50円

備考

(ア) 使用者が入場料を徴収しない場合であっても、入場料を領収したとみなされるとき又は会員制度等により会費を徴収している場合若しくは営業の宣伝その他これに類する目的をもって使用する場合は、入場料を徴収する場合の使用料を徴収する。

(イ) 個人使用であっても、温水シャワーの使用料は徴収する。

(3) 電気・暖房使用料

区分		使用の単位	使用料	
電気	全館	1時間につき	実費	
	ステージ		〃	
	体育場		全灯使用	〃
			2分の1減灯使用	〃
	会議室		〃	
	特殊電源装置		〃	
暖房	会議室	〃		

(4) 体育用具等

区分	使用の単位	使用料
体操用具(1種目)	1時間につき	100円
バスケット台	〃	300円
フロアシート	1回につき	1枚 100円

第2 個人使用の場合の使用料

区分	使用の単位	使用料
小学校児童及び中学校生徒	・ 午前9時から正午まで ・ 正午から午後5時まで それぞれ1人1回につき	10円
大学及び高等専門学校の学生並びに高等学校生徒		30円
一般		50円

# ○仁賀保武道館

(旧)

名称	区分		使用料の額			備考
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	
武道館	入場料を 徴収しな い場合	体育に使用 するとき。	510 円	510 円	710 円	
		その他に使 用するとき。	1,540 円	2,050 円	2,870 円	
	入場料を 徴収する 場合	その他の催 しに使用する とき。	3,080 円	3,590 円	4,110 円	
会議室	会議等に使用するとき。		510 円	510 円	710 円	

(新)

区分	単位	使用料
武道場	1 室 1 時間につき	200 円
会議室		200 円

## 備考

- 1 冷暖房料を含む。
- 2 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の 1.5 倍の額とする。
- 3 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の 2 倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の 3 倍の額とする。
- 5 使用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、端数を 1 時間とする。

# ○象潟B & G海洋センター

(旧)

## 象潟B & G海洋センター水泳プール使用料

区分		金額			
個人使用	一般	1回につき	回数券 (11回分)	350円	3,500円
	高校生等及び65歳以上			250円	2,500円
	中学生以下			100円	1,000円
会員券	一般	市内	市外	年間 10,280円 半年間 5,650円	年間 12,340円 半年間 6,680円
	高校生等及び65歳以上			年間 7,190円 半年間 3,800円	年間 9,250円 半年間 4,830円
	中学生以下			年間 5,140円 半年間 2,770円	年間 7,190円 半年間 3,800円
団体使用	一般	1人につき	市内	300円	330円
	高校生等及び65歳以上			200円	230円
	中学生以下			70円	90円
水泳教室		1教室 1,000円			
備考					
(1) 午前、午後及び夜間をそれぞれ1回とする。					
(2) 高校生等とは、高校生、高専校生、専門学校生及び大学生をいう。					
(3) 団体使用は、20人以上での使用とする。ただし、65歳以上は、10人以上とする。					

(新)

## 1. 水泳プール使用料

区分		金額			
個人使用	一般	1回につき	回数券 (11回分)	350円	3,500円
	高校生等及び65歳以上			250円	2,500円
	中学生以下			100円	1,000円
会員券	一般	市内	市外	年間 10,280円 半年間 5,650円	年間 12,340円 半年間 6,680円
	高校生等及び65歳以上			年間 7,190円 半年間 3,800円	年間 9,250円 半年間 4,830円
	中学生以下			年間 5,140円 半年間 2,770円	年間 7,190円 半年間 3,800円
団体使用	一般	1人につき	市内	300円	330円
	高校生等及び65歳以上			200円	230円
	中学生以下			70円	90円
水泳教室		1教室 1,000円			
備考					
(1) 午前、午後及び夜間をそれぞれ1回とする。					
(2) 高校生等とは、高校生、高専校生、専門学校生及び大学生をいう。					
(3) 団体使用は、20人以上での使用とする。ただし、65歳以上は、10人以上とする。					

## 2. 室使用料

区分	単位	使用料
多目的ホール	1時間につき	300円

備考 1 冷暖房料を含む。

- 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

## ○仁賀保グリーンフィールド

(旧)

区分	市内		市外		市内と市外混成	
	一般	中学生 以下	一般	中学生 以下	一般	中学生 以下
専有(1時間あたり)	2,460円	1,230円	4,920円	2,460円	3,690円	1,840円
個人(1時間あたり)	610円	200円	1,220円	600円	910円	400円

夜間照明使用料

1時間あたり 全点灯 3,490円 半点灯 2,980円

(新)

区分	市内		市外		市内と市外混成	
	一般	中学生 以下	一般	中学生 以下	一般	中学生 以下
専有(1時間につき)	2,400円	1,200円	4,800円	2,400円	3,600円	1,800円
個人(1時間につき)	600円	200円	1,200円	400円	900円	300円

夜間照明使用料

1時間につき 全点灯 3,500円 半点灯 3,000円

備考

- 1 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍とする。
- 2 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。



## ○スポーツセンターサッカー場

(旧)

区分	市内		市外		市内と市外混成	
	一般	中学生以下	一般	中学生以下	一般	中学生以下
専有(1面、1時間当たり)	1,910円	950円	3,820円	1,910円	2,860円	1,430円
個人(1面、1時間当たり)	470円	150円	940円	450円	700円	300円

(新)

区分	市内		市外		市内と市外混成	
	一般	中学生以下	一般	中学生以下	一般	中学生以下
専有(1面、1時間につき)	2,400円	1,200円	4,800円	2,400円	3,600円	1,800円
個人(1面、1時間につき)	600円	200円	1,200円	400円	900円	300円

備考

- 1 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍とする。
- 2 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

## ○象潟グラウンド夜間照明

(旧)

市内使用料 (1時間)	市外使用料 (1時間)	共同使用料 (1時間)
4,230円	8,460円	6,340円

(新)

市内 (1時間につき)	市外 (1時間につき)	市内と市外混成 (1時間につき)
3,500円	7,000円	5,200円

備考

- 1 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 2 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

## 〇九十九島球場

(旧)

区分		市内団体		市内と市外の団体		市外団体		
		平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日	
野球場等使用料 (1時間あたり)	就労者	530円	740円	740円	1,050円	1,050円	1,590円	
	高校生以下	300円	530円	530円	740円	740円	1,050円	
附属設備使用料	放送設備 (1時間あたり)	就労者	100円	100円	150円	150円	200円	200円
		高校生以下	50円	50円	70円	70円	100円	100円
	スコアボード (1時間あたり)	就労者	100円	100円	150円	150円	200円	200円
		高校生以下	50円	50円	70円	70円	100円	100円
備考		使用時間は、1時間に満たない場合は、1時間とする。						

(新)

区分	市内	市外	市内と市外混成
野球場等使用料 (1時間につき)	200円	400円	300円

備考

- 1 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍とする。
- 2 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

## ○テニスコート

(旧)

仁賀保

種類又は 名称	区分	使用料の額	備考
庭球場	1面	2時間 200円	2時間単位とする。

栗山池公園

名称	使用料
テニスコート	1コート1時間当たり 300円

(新)

仁賀保

種類又は 名称	区分	単位	使用料
庭球場	1面	1時間につき	100円

備考

- 1 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍とする。
- 2 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

栗山池公園

名称	区分・単位	使用料	備考
テニスコート	1コート1時間につき	100円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。</li> <li>・使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数を1時間とする。</li> </ul>

## ○フェライト子ども科学館

(旧)

区分	半日	1日
多目的ギャラリー	1,020 円	2,050 円
研究工房	1,020 円	2,050 円
視聴覚機材等附帯設備	2,050 円	4,110 円
バッテリーカー	1 回当たりの料金 100 円	

備考 この表の「半日」とは4時間以内の使用をいい、「1日」とは4時間を  
超え8時間以内の使用をいう。

(新)

区分	単位	使用料
多目的ギャラリー	1 室 1 時間につき	300 円
研究工房		200 円
バッテリーカー	1 回につき	100 円

備考

- 1 冷暖房料を含む。
- 2 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の 1.5 倍の額とする。
- 3 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の 2 倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の 3 倍の額とする。
- 5 使用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、端数を 1 時間とする。
- 6 備考 1 から 5 の規定は、バッテリーカーには適用しない。

# ○鶴泉荘

(旧)

(新)

## 1 使用料金表

区分		料金	
入浴料		大人	小人
	90分	300円	200円
	1日(大ホール利用)	510円	410円
	利用回数券(入浴のみとし、1冊11枚つづりの大人・小人それぞれ10枚分の使用料)	3,000円	2,000円
貸切料	大ホール	8,220円	4時間以内(4時間を越える1時間ごとに1,020円加算)
	会議室	3,080円	1室当たり4時間以内(4時間を越える1時間ごとに610円加算)
	客室	2,050円	1室当たり4時間以内(4時間を越える1時間ごとに410円加算)
	調理室	2,050円	4時間以内(4時間を越える1時間ごとに410円加算)
ガス使用料	100円	ガス栓1個1時間当たり	
暖房料	100円	1人当たり	
	610円	1部屋貸切りの場合(暖房機1台当たり)	
娯楽用具利用料	囲碁 100円 将棋 100円 麻雀 1,020円		

## 1 使用料金表

区分		料金	
入浴料		大人 (中学生以上)	小人 (小学生)
	90分	300円	200円
	1日(大ホール利用)	510円	410円
	利用回数券 (1冊11枚綴り、入浴のみ)	3,000円	2,000円
貸切料	大ホール	1時間につき	300円
	会議室	1室1時間につき	100円
	客室	1室1時間につき	100円
	調理室	1時間につき	100円

### 備考

- 1 にかほ市で定めた老人入浴日の老人(65歳以上)の浴室利用は、無料とする。
- 2 冷暖房料又は調理台、ガス使用料を含む。
- 3 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 4 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 5 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 6 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。
- 7 備考3から6の規定は、入浴料には適用しない。

## ○コミュニティ防災センター

(旧)

区分	午前の使用料 (午前9時～正午)		午後の使用料 (午後1～5時)		夜の使用料 (午後6～9時)	
	甲	乙	甲	乙	甲	乙
研修室 調理室	610円	920円	820円	1,230円	770円	1,080円

備考

- (1) 各区分による使用料の欄中、甲欄の金額は暖房を要しない期間(4月～10月)、乙欄の金額は暖房期間中(11月～3月)の使用料の額とする。
- (2) 規定時間外の使用を認められたときは、次に定める方法により算出した金額を時間外使用料として別に徴収する。
  - ア 午前9時以前の使用にあつては、当該使用時間(30分未満の端数は切捨て、30分以上の端数は1時間として計算する。以下同じ。)に午前の1時間当たりの使用料相当額を乗じて得た額とする。
  - イ 正午から午後1時まで及び午後5時から6時までの間の使用にあつては、当該使用時間に午後の1時間当たりの使用料相当額を乗じて得た額とする。
  - ウ 午後9時以後の使用にあつては、当該使用時間に夜間の1時間当たりの使用料相当額を乗じて得た額とする。

(新)

区分	単位	使用料
研修室・調理室	1時間につき	200円

備考

- 1 冷暖房料又は調理台、ガス使用料を含む。
- 2 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 3 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 5 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

## ○労働者研修センター「エニワン」

(旧)

区分	使用料(1時間につき)	冷暖房料(1時間につき)
講堂	150 円	300 円
研修室①	150 円	200 円
研修室②	100 円	200 円
調理実習室	510 円	200 円

(新)

区分	単位	使用料
講堂	1室1時間につき	400 円
研修室①		100 円
研修室②		100 円
調理実習室		100 円

備考

- 1 冷暖房料又は調理台、ガス使用料を含む。
- 2 規定する時間外において使用を認めるときは、当該使用料の1.5倍の額とする。
- 3 市外の団体・個人の使用については、当該使用料の2倍の額とする。
- 4 営業又は営利目的の使用については、当該使用料の3倍の額とする。
- 5 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。